

少 安 第 1 4 9 号
令 和 2 年 7 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県少年補導協力員設置及び運営規程の一部を改正する訓令の制定について
この度、青森県少年補導協力員設置及び運営規程の一部を改正する訓令（令和2年7
月青森県警察本部訓令第14号）を別添のとおり制定した。

制定の理由等は下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りの
ないようにされたい。

記

1 制定の理由

少年補導協力員に対する謝金の支給業務の合理化等のため制定したものである。

2 制定の内容

(1) 謝金の支給（第6条関係）

少年補導協力員に対する謝金支給業務の合理化を図るため、謝金の支給について、
年2回から年1回に見直した。

(2) その他

用語の整理等所要の改正を行った。

3 施行年月日

令和2年8月1日

担当：少年女性安全課少年対策係

青森県警察本部訓令第14号

警 察 本 部
警 察 学 校
各 警 察 署

青森県少年補導協力員設置及び運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
。

令和2年7月27日

青森県警察本部長 村 井 紀 之

青森県少年補導協力員設置及び運営規程の一部を改正する訓令

青森県少年補導協力員設置及び運営規程（昭和46年5月青森県警察本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

この訓令は、令和2年8月1日から施行する。

別紙

改正後	改正前
<p>(謝金) 第6条 [1 略] 2 謝金の支給は、<u>3月</u>とする。</p> <p>(解嘱) 第7条 [1 略] 2 少年補導協力員は、委嘱期間の満了<u>又は解嘱</u>になったときは、「少年補導協力員手帳」、「少年補導協力員き章」を返納しなければならない。</p> <p>(少年補導協力員連絡簿) 第13条 警察署長は、警察署、<u>交番及び駐在所</u>に「少年補導協力員連絡簿」(様式第5)を<u>備え付け</u>、少年補導協力員の活動の実態を<u>把握する</u>ものとする。 2 少年補導協力員は、街頭補導などの活動に従事するときは、あらかじめ警察署、<u>交番又は駐在所</u>に連絡するほか、<u>活動終了後は</u>、結果を報告するものとする。</p> <p>(補償) 第15条 少年補導協力員の任務の遂行に<u>当たっての</u>公務災害に対する補償は、「青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」(昭和42年12月青森県条例第39号)の規定に定めるところにより<u>取り扱う</u>ことができる。</p>	<p>(謝金) 第6条 [1 同左] 2 謝金の支給は、<u>9月及び3月</u>とする。</p> <p>(解嘱) 第7条 [1 同左] 2 少年補導協力員は、委嘱期間の満了<u>および解嘱</u>になったときは、「少年補導協力員手帳」、「少年補導協力員き章」を返納しなければならない。</p> <p>(少年補導協力員連絡簿) 第13条 警察署長は、警察署<u>および交番、駐在所</u>に「少年補導協力員連絡簿」(様式第5)を<u>備付け</u>、少年補導協力員の活動の実態を<u>は握する</u>ものとする。 2 少年補導協力員は、街頭補導などの活動に従事するときは、あらかじめ警察署<u>もしくは交番、駐在所</u>に連絡するほか<u>活動終了後は</u>、結果を報告するものとする。</p> <p>(補償) 第15条 少年補導協力員の任務の遂行に<u>あたっての</u>公務災害に対する補償は、「青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」(昭和42年12月27日、青森県条例第39号)の規定に定めるところにより<u>取扱う</u>ことができる。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	